

第2次
舞鶴市人権教育・啓発推進計画
【概要版】



2022年3月

舞鶴市



計画の基本理念と概要

●計画策定の趣旨

2012年に舞鶴市人権教育・啓発推進計画を策定し、計画期間を10年として人権教育・啓発に関する様々な取組を進めてきました。2022年3月に本計画が終了することから、第2次舞鶴市人権教育・啓発推進計画を策定しました。策定に先立ち、2020年に人権に関する市民意識調査を実施し、これらを踏まえ、2021年4月に設置した舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会で、必要な見直しを行いました。

●計画の位置付け

第7次舞鶴市総合計画を上位計画と位置付け、総合計画の基本方向にそった人権施策に関する総合的な計画として、本市の各種主要計画と理念を共有し、人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

●計画の期間

2022年度～2031年度(10年間)としますが、国内外の動向や社会情勢の変動、本市の状況等を踏まえ、5年後に中間見直しを行います。

●計画の理念と方向性

《基本理念》

一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

《方向性》

- ①共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ②一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発
- ③生涯学習としての人権教育・啓発





各人権課題に対する取組

人権課題	課題解決に向けた取組
同和問題 (部落差別)	<ul style="list-style-type: none">●学校・地域・各種団体・事業者等に対する人権教育・啓発を推進します。●各種人権相談、差別事象等については、関係機関と連携し対応するなど、相談体制を充実させるとともに、相談窓口を周知します。●市民交流センターの事業案内や施設について、ホームページ等で情報発信し認知度を上げるとともに、相談事業など課題解決に向けた取組を引き続き進めます。
性別による差別	<ul style="list-style-type: none">●「男は仕事」「女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。●企業における「雇用の機会や働く分野」「賃金の待遇」について、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。
子ども	<ul style="list-style-type: none">●児童虐待の未然防止には、子育て不安の軽減や解消に向けた支援を行います。また、早期発見・早期対応には、市民や子どもに関わる様々な機関・団体等の児童虐待の正しい理解と対処方法についての知識を深めるための啓発を行います。●いじめを絶対に許さない取組を推進し、社会全体で子どもを守る環境づくりを進めるとともに、未然防止のための教育・啓発を行います。●SNS等の安全な使い方とオンライン上での行動について、ネットリテラシー（インターネットを適切に使いこなす能力）を高めるための情報提供、啓発活動を行います。
高齢者	<ul style="list-style-type: none">●地域住民や関係機関等に対して、虐待防止・詐欺被害防止に関する制度等の周知・啓発を行います。●高齢者の権利擁護体制推進のため、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の普及・啓発を行います。●認知症予防の取組を進めるとともに、認知症の正しい知識と理解の普及・啓発に努めます。
障害のある人	<ul style="list-style-type: none">●障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。●障害のある人が当たり前で働ける社会の実現に向けて、ハローワーク等の関係機関と連携し企業への学習機会の提供や障害のある人の就業能力について、正しい認識が深まるよう啓発を行います。

人権課題	課題解決に向けた取組
性的指向・性自認	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な性に対する理解を深め、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。 ●学校教育において、性別にとらわれることなく個人の能力や個性を伸ばすことのできる教育を推進し、ジェンダーや性の多様化などへの理解を深めるための教職員の研修や啓発に取り組みます。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ●異なる文化や習慣を理解するための教育や啓発、また、ヘイトスピーチについては、決してあってはならないという意識と理解を深めるため、各関係機関と連携しながら取組を推進します。
インターネット上での人権	<ul style="list-style-type: none"> ●個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報を正しく使う能力の向上を図り、フィルタリング（利用制限）サービスの利用啓発やSNS等の利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。
新型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関連した誤解や偏見に基づく不当な差別が発生しないよう、ホームページ等を活用して啓発に取り組みます。
HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ●感染の予防と人権の尊重を基本として、患者が適切な医療を安心して受けられる環境づくりを進めるため、国・京都府等の関係機関との連携を図りながら、広報紙やホームページ、啓発冊子の配布などあらゆる手法によって、それぞれの感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、差別や偏見の解消に取り組みます。
DV（配偶者等からの暴力）	<ul style="list-style-type: none"> ●防止するための啓発や情報提供、学習機会の提供や、被害者及び加害者に気付きを促すため、DVに関する正しい知識の普及・啓発を行います。
職場でのハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ●企業等に対する啓発を進めるとともに、学習教材の貸出や情報提供等の支援に努めます。
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ●個人の名誉やプライバシーを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。 ●事前登録型本人通知制度の登録数を増やす取組を行います。
その他の人権課題	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪被害者、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、北朝鮮当局によって拉致された被害者、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題等、正しい知識の普及・啓発を行い、差別や偏見の解消に取り組みます。



あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

●保育所・幼稚園・認定こども園

舞鶴市教育振興大綱、舞鶴市乳幼児教育ビジョン、夢・未来・希望輝く「舞鶴つ子」育成プラン等に基づき、家庭や地域社会と連携し、子どもの自立心や豊かな心、社会性の基礎等を育み、自分を大切に思う気持ちや、他者を大切にする心の育成に努めます。

●学校

学習指導要領や舞鶴市教育振興大綱等に基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進します。

子どもが自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、人権問題解決のために、主体的な態度や実践的な行動がとれる児童生徒の育成に努めます。

●地域社会

市民が自発的意志に基づき人権に関する学習活動を行えるよう、身近な人権について学ぶ機会の提供や学習教材の貸出などを行います。また、まいづる人権啓発市民会議と一体となって講演会や研修会を開催するなど、人権啓発に取り組むほか、公民館等における学習機会の充実に努めます。

●家庭

PTAが行う家庭教育関係の講演会や、様々なグループの学習会等の支援を行います。

親子共に人権感覚が身に付き、家庭や地域の中で人権意識が深まるよう、家庭教育に関する学習機会の充実と情報の提供に努めます。

子ども総合相談センターを中心とした関係機関とのネットワークを構築し、相談・支援体制の充実に努めます。

●企業等

人権が尊重される働きやすい職場を整え、就労環境の整備や個人情報などの適正な管理等、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、まいづる人権啓発市民会議等とも連携して企業に対する啓発を進めるとともに、自主的な人権意識の高揚に向けた活動に対し、学習教材の貸出や情報提供等の支援に努めます。



人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

国連10年国内行動計画における人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者（検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者など）に対して、人権に対する深い理解と認識を深めるための人権教育・啓発を推進します。



計画の推進

●市の推進体制

本市における全庁的な組織として舞鶴市人権行政推進本部を設置し、各関係課との連携を図りながら、計画に基づいた施策を推進します。

●国、京都府、民間等との連携

舞鶴市人権教育・啓発推進計画審議会をはじめ、人権擁護施策推進舞鶴実行委員会、まいづる人権啓発市民会議、舞鶴地域行政連絡協議会等、行政機関及び民間団体等が連携・協力しながら取り組むとともに、民間団体等が行う取組を支援します。

●指導者の養成

研修や講演会等により、地域、行政、企業や民間団体等において、人権教育・啓発を進めることのできる指導者の養成に努めるとともに、活動の場を設けるなど、推進体制の充実を図ります。

●人権教育・啓発の資料等の整備

学習教材・啓発資料等の作成に努め、学校、地域、家庭、職場等の様々な場面で、人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。特に、幼少期からの人権学習を進めるために絵本を作成し、人権教育・啓発に活用します。

●効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育については、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育が相互に連携を図りつつ取組を進めます。

人権啓発については、身近な問題をテーマとして、市の広報紙やホームページ、啓発資料を活用するとともに、講演会や研修会等の実施において、対象者が参加しやすい内容や手法の工夫により、効果的な取組を進めます。

第2次 舞鶴市人権教育・啓発推進計画

【概要版】

2022年3月

舞鶴市人権啓発推進課

TEL. 0773-66-1022